

## 沖縄県立芸術大学研究指導教員等選考審査規程

(平成20年1月24日評議会決定)

改正 平成25年6月27日

平成26年2月21日

平成27年11月26日 学長決裁

(趣旨)

**第1条** 沖縄県立芸術大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員（以下研究指導教員等」という。）の選考については、この規程に定めるところにより行う。

(研究指導教員)

**第2条** 研究指導教員とは、大学院設置基準第9条各号に掲げる資格を有し、学位論文等の審査及び指導に必要な極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならない。

(研究指導補助教員)

**第3条** 研究指導補助教員とは、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者でなければならない。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(研究指導教員等の選考)

**第4条** 研究指導教員等については、研究科委員会が研究指導教員等選考審査委員会を設置し、その審査に基づき、研究科委員会において決定し、学長に報告する。

(研究指導教員の人数)

**第5条** 研究指導教員の数は、大学院設置基準及び沖縄県立芸術大学大学院学則に基づき別表の数を定める。

2 研究指導教員は、原則として専攻の教員の半数以上とする。

### 附 則

1 この規程は、平成20年1月24日から施行する。

2 この規程施行の際、現に本学の研究指導教員等であるものは、この規程により選考されたものとみなす。

(経過措置)

3 平成22年3月までの間、研究指導教員の数は別表によらず現行の研究指導教員数によるものとする。

### 附 則

この規程は、平成25年6月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年11月26日評議会）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

別 表

研究科	専 攻	専 修 等	研究指導教員数
造形芸術研究科	生活造形	工芸 デザイン	8～10
	環境造形	絵 画 彫 刻	6
	比較芸術学	比較芸術学	4
音楽芸術研究科	舞台芸術	琉球古典音楽 琉球舞踊組踊	3～4
	演奏芸術	声 楽 ピ ア ノ 管弦打楽	7～8
	音楽学	音楽学 作 曲	4～5
芸術文化学研究科	芸術文化学	比較芸術学 民族音楽学 芸術表現	7～10

備考

- ・研究指導教員の3分の2以上は、原則として教授でなければならない。
- ・研究指導補助教員数は、研究指導教員の半数以上を置くものとする。